

## 三浦都市計画道路の見直しに係る市民意見募集（パブリックコメント）の結果公表について

1 件 名：三浦都市計画道路の区画道路系11路線に係る見直し方針（素案）

2 意見募集期間：平成21年6月11日（木）から7月10日（金）までの30日間

3 意見等の受付件数：3人 18件

4 意見分類：

A 反映した意見	0 件
B 参考にした意見	15 件
C 直接的に関係ないと思われる意見	3 件

5 特記事項：本案件（結果公表）については、『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』※に基づき、別紙のとおり、市の考え方（回答）をお示ししました。  
※市ホームページにて、ご覧いただけます。

A：反映した意見 B：参考にした意見 C：直接的に関係ないと思われる意見

意見番号	意見等の概要	意見分類	市の考え方
1	今回、廃止する方針とした都市計画道路については、無くしても問題ないとする。	B	貴重なご意見ありがとうございました。路線及び区間毎に必要な性の検証を行った結果、『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』のとおり整理しました。
2	三浦市のとられている政策による人口増加を実現していく上において、都市計画道路を廃止することはマイナスに作用するのではないかと。	B	今回の都市計画道路の見直しにおいては、人口増加を実現する上で、都市計画道路の廃止がマイナスに作用するとは考えておりません。また、必要な性の検証をした結果でも、問題ないと考えました。
3	面的な市街化区域になっている場所に都市計画道路が無いのはおかしい。よって、幹線道路は、都市計画道路網としてネットワークすべきであり、市境界部分においても都市計画道路網として接続すべきである。	B	貴重なご意見ありがとうございました。参考とさせていただきます。
4	将来の状況により、過去から現在に至る道路状況を踏まえて、道路計画を推進すべきである。	B	貴重なご意見ありがとうございました。参考とさせていただきます。
5	支線を増やすより、基幹となる道路を最優先で整備すべき。	B	貴重なご意見ありがとうございました。参考とさせていただきます。
6	支線的な道路を整備しても、基幹道路が整備されていない状態では、現状よりも醜い状態（特に休日などのひどい渋滞）の起因になりかねない。	B	貴重なご意見ありがとうございました。参考とさせていただきます。
7	3・5・2城ヶ島線は、島西部まで延伸すべき。	B	当該路線は、今回の都市計画道路の見直しにおいて、幹線道路系路線として位置付けております。幹線道路系路線の見直しについては、現在、路線及び区間毎に必要な性の検証をしているところですので、今後の見直し作業において参考とさせていただきます。
8	3・5・3上宮田金田三崎港線は現道にあわせて変更すべきであり、終点の根拠が不明。	B	当該路線は、今回の都市計画道路の見直しにおいて、幹線道路系路線として位置付けております。幹線道路系路線の見直しについては、現在、路線及び区間毎に必要な性の検証をしているところですので、今後の見直し作業において参考とさせていただきます。
9	3・6・2海外東岡線は、人家密集地であり事業化困難ではないか、事業化できないなら廃止すべき。	B	今回の都市計画道路の見直しにおいては、事業化できないから廃止をするのではなく、路線及び区間毎に、その必要な性の検証をすることとなっております。当該路線については、必要な性の検証をした結果、「存続」と整理しました。必要な性の検証結果については、『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』をご覧ください。

A：反映した意見 B：参考にした意見 C：直接的に関係ないと思われる意見

意見番号	意見等の概要	意見分類	市の考え方
10	3・6・10三崎銀座線、3・7・1仲崎日ノ出線は、三崎下町のメインストリートであり、道路周辺の面的計画と合わせ、計画道路の位置づけをすべきではないか。	B	当該2路線については、必要性の検証を行った結果、「廃止」と整理しました。詳細については、『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』をご覧ください。
11	京急側と協議し、有効性のある道路を整備・計画すべき（鉄道と自動車の共用橋など）。	C	今回の都市計画道路の見直しとは直接関係がないと思われるので、ご意見・ご感想として承ります。ご了承ください。
12	CO2排出を減らす為の道路整備が必要である（渋滞解消）。	C	今回の都市計画道路の見直しとは直接関係がないと思われるので、ご意見・ご感想として承ります。ご了承ください。
13	素案作成にあたり必要性の検証をしたのか？	B	今回お示した『三浦都市計画道路の区画道路系11路線に係る見直し方針（素案）』の作成にあたっては、路線及び区間毎に総合的に必要性の検証を行いました。この検証結果については、『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』をご覧ください。
14	必要性の検証をしたならば、どのような手法等を用い、どのような検証結果であったのか？	B	必要性の検証方法については、神奈川県が平成18年3月に策定した「都市計画道路見直しのガイドライン」を基に、本市の地域特性等を考慮して、必要性の検証を行いました。この検証結果については、『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』をご覧ください。
15	必要性の検証をしたならば、なぜ検証した際のデータ等を素案の根拠としてこの意見募集の際に併せて資料提供しないのか？ ※「なぜ、このような素案となったのか？」の具体的理由等が全く見て取れないことから、この素案に対し、市民としてどのような意見を言ったらよいかかわかりません。聞きたい意見が、「記入例」のような「感覚的な」ものであるならば、そうした感覚的な意見を市がどのように最終案作成の際に反映されるかをお聞きしたいです。	B	今回お示した『三浦都市計画道路の区画道路系11路線に係る見直し方針（素案）』の作成から『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』の作成までに至った経緯については、平成21年10月に開催した都市計画説明会での説明配付資料（市ホームページ参照）をご覧ください。尚、本市では、都市計画道路の見直しの検証を行う場として、三浦市都市計画審議会を活用し、この場で調査審議を行いながら検証を行っておりますので、市民の皆様からの意見についても十分考慮しております。
16	素案作成にあたり「説明会等」は実施されたのか？、もし「説明会等」を実施していないとすれば、実施するタイミングはいつなのか？（見直し方針の策定と都市計画決定の変更までのスケジュールを含めて実施時期を示していただきたい）。つまり、見直し方針に基づいて都市計画決定の変更の手続きを進める予定であるならば、実効性のある方針とするためには、方針の策定は「説明会等」の実施を踏まえて行うべきものではないかと思えます。	B	今回お示した『三浦都市計画道路の区画道路系11路線に係る見直し方針（素案）』の作成にあたっては、説明会等を開催していませんが、最終的な方針である『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』についての都市計画説明会を平成21年10月に、延べ4回開催しました。
17	説明会等の「等」は具体的にどのような手法を示すのか？このパブリックコメントも「等」に含まれるのか？	C	今回実施したパブリックコメント（第2回目）が含まれます。
18	都市計画決定区域内の地権者の中には、現在までの間、長期にわたり都市計画法に基づく一定の土地利用の制限を受けてきたり、また、計画道路の開設や整備の実現に期待をしていたりする人がいると考えられますが、「廃止」という選択をするにあたって合理的な説明ができるのか。また、そうした人から廃止について、反対がなされた場合の市の考え方を聞きたい？（特に「現道なし」で廃止する路線について）	B	今回お示した『三浦都市計画道路の区画道路系11路線に係る見直し方針（素案）』の作成から『三浦都市計画道路の見直し方針（平成21年7月28日作成）』の作成までに至った経緯については、平成21年10月に開催した都市計画説明会での説明配付資料（市ホームページ参照）をご覧ください。尚、本市では、都市計画道路の見直しの検証を行う場として、三浦市都市計画審議会を活用し、この場で調査審議を行いながら検証を行っておりますので、市民の皆様からの意見についても十分考慮しております。